

平成30年度税制改正大綱で 明らかになった法人課税関連の改正

TEXT by SAITO masatoshi | 税理士 齋藤 雅俊

「平成30年度税制改正の大綱」が、平成29年12月22日に閣議決定されました。
この特集では、大綱で明らかになった法人課税関連の改正（地方拠点強化税制及び国際課税を除く。）
について解説します。

CONTENTS

1 賃上げ・生産性向上のための税制	
Ⅰ 所得拡大促進税制に関する改正	9
1 所得拡大促進税制の改正	9
2 中小企業者等における所得拡大促進税制の改正	10
Ⅱ 情報連携投資等の促進に係る税制の創設	11
Ⅲ 租税特別措置の適用要件の見直し	13
2 競争力強化のための税制措置（組織再編税制関連の改正）	
Ⅰ 自社株式を対価とした株式取得（事業再編）の円滑化措置の創設 （「特別事業再編を行う法人の株式」を対価とする株式の譲渡に係る特例）	13
Ⅱ スピンオフ税制に係る要件緩和	14
Ⅲ 従業者従事（引継）要件及び事業継続要件の見直し	15
Ⅳ 無対価組織再編成の類型の見直し等	16
3 国際会計基準を踏まえた収益認識基準の導入に伴う措置	
1 収益認識等の法令上の明確化	16
2 返品調整引当金制度廃止に伴う経過措置	17
3 長期割賦販売等における延払基準廃止に伴う経過措置	17
4 納税環境整備	
1 大法人の電子申告の義務化	18
2 申告手続きの環境整備	18
5 その他	
1 交際費等の損金不算入制度	19
2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	19
3 大法人欠損金繰戻し還付不適用措置	19

齋藤 雅俊
SAITO masatoshi

1951年生まれ。73年明治大学商学部卒業。80年税理士登録。公認会計士辻会計事務所（現：辻・本郷税理士法人）で実務経験を積み、2005年税理士齋藤雅俊事務所を開設。現在に至る。
著書に『消費税入門の入門』（共著）、『申告書（別表）で学ぶ法人税実務の基礎』（ともに税務研究会出版局）がある。

1 賃上げ・生産性向上のための税制

I 所得拡大促進税制に関する改正

現行の所得拡大促進税制が改組され、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

1 所得拡大促進税制の改正

(1) 改正案の概要

1. 適用要件のうち、賃金に関する要件が簡素化されます。
2. 新たに設備投資に関する要件が追加されます。
3. 教育訓練費を増やした企業は、控除税額が拡大されます。

(2) 賃金に関する要件の簡素化

現行制度では、賃金に関して下記3条件のすべてを満たすことが要件とされています。

- ① 雇用者給与等支給額が基準年度（平成24年度）の雇用者給与等支給額に対し5%以上増加していること。
- ② 雇用者給与等支給額が比較（前年度の）雇用者給与等支給額以上であること。
- ③ 平均給与等支給額が比較（前年度の）平均給与等支給額に対し2%以上増加していること。

改正案では、①と②の要件は削除されます。

そのうえで③の要件は、「平均給与等支給額が比較（前年度の）平均給与等支給額に対し3%以上増加する」に改正されます。

(3) 設備投資に関する要件の追加

新たに設備投資に関する要件が追加されます。

「その事業年度の国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること」が要件とされます。

(4) 控除税額に関する改正

【現行制度】

基本的には、雇用者給与等支給増加額の10%（上限—法人税額の10%）です。

ただし、雇用者給与等支給増加額のうち前年度の雇用者給与等支給額を上回る部分は、2%加算され12%（上限—法人税額の10%）とされています。

なお、現行制度の雇用者給与等支給増加額とは、その事業年度の雇用者給与等支給額から基準年度（平成24年度）の雇用者給与等支給額を控除した金額です。

【改正案】

基本的には、雇用者給与等支給増加額の15%（上限—法人税額の20%）とされます。

ただし、教育訓練費増加要件を満たした場合は、雇用者給与等支給増加額の20%（上限—法人税額の20%）とされます。

教育訓練費増加要件とは、その事業年度の教育訓練費の額が比較教育訓練費（前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額）の額に対し20%以上増加していることです。

なお、改正後の雇用者給与等支給増加額とは、その事業年度の雇用者給与等支給額から前年度の雇用者給与等支給額を控除した金額です。

以上(2)～(4)について、次頁〔図表1-1〕もご参照ください。

(5) その他の注意事項

- ① 設立事業年度は適用対象外とされます。
- ② 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、計算の基礎となる継続雇用の範囲を見直し、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用